

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年6月9日
事業者の氏名又は名称	有限会社一力運送商(法人番号1500002001060)(代表者 河野浩)
事業者の所在地	愛媛県松山市美沢2丁目5-47
営業所の名称	美沢営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市美沢二丁目5-47
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第1項第2号、同条第4項
違反行為の概要	令和8年2月25日に、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。 (1)整備管理者の変更の届出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の3(道路運送車両法第52条)) (2)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年6月9日
事業者の氏名又は名称	株式会社一徳陸運(法人番号6500001017508)(代表者 立石健児)
事業者の所在地	愛媛県松山市東石井一丁目3番16号
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市東石井一丁目3番16号
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	令和7年11月28日及び令和8年3月19日に、第一当死亡事故を端緒として監査を実施したところ、3件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項、第3項) (2)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (3)運行指示書に記載すべき事項が不適切であったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。